

明治二十年のファッションボール

——あるいは鹿鳴館外交の挫折について——

堅 田 剛

一 仮装舞踏会

初代内閣総理大臣伊藤博文の官邸においてファッションボールなる奇怪な催しもたれたのは、明治二十（一八八七）年四月二十日のことであった。大日本帝国憲法発布の二年前のことである。当夜の様子については、『時事新報』の記事が詳細に伝えている。その書き出しはこうだ。

「前号に記したる如く一昨二十日午後九時より永田町なる伊藤伯の官邸に於て催ふしたるファッションボールの招きに応じて内外朝野の貴顕紳士及び其夫人等の参集せしは殆んど四百名近き多人数なりしかば其打扮いたまは千差万別何れも他の意想外に出て一驚を喫せしめ且つ喝采を博せんと工風に工風を凝らしたることなれば恰かも内外古今の人物を一堂に集めて品評会を開らきたる如く忽まちにして紅顔玉を欺くの淑女頭らなるゝかと見れば忽まちに

して勇壯鬼を挫じく猛將躍り出で錚を荷ふの農夫あれば花を売るの賤の女あり緋衣濶袖の大僧正あれば鬩斗目長上下の殿中風あり¹⁾」

記事にいう「フワンシーボール」とはファンシーボール (fancy ball) のことで、いわゆる仮装舞踏会のことにはかならない。当夜は伊藤博文自身が主催し、これに応じて内外の紳士淑女がそれぞれ奇抜な衣装をまとして参集した。舞踏会は午後九時に始まって、散会したのは翌朝の四時であったという。

一夜の座興でもあり、本人たちもその晩のことは思い出したくもないかもしれないが、野暮は承知で、以下に参加者の顔ぶれと、ついでに何者に仮装したかを列挙しておこう。まずは『時事新報』記事をもとに、当時の肩書きや姓名に若干の補足を加えながら紹介する。括弧の中は当夜の衣装である。

警視總監・三島通庸(備後三郎)および同令嬢・園子と峰子(汐汲姿の松風と村雨)。東京府知事・高崎五六(武蔵坊弁慶)および同令嬢(牛若丸)。第一国立銀行頭取・渋沢栄一(安宅の関の弁慶)および同令嬢(胡蝶の舞姿)。法制局長官・山尾庸三(忠臣蔵の加古川本蔵)および同令嬢(白拍子姿の静御前)。鍋島桂次郎(曾我十郎祐成)および文部省参事官・末松謙澄(曾我五郎時致)。外務大臣・井上馨(三河万歳の太夫)および内蔵頭・杉孫七郎(三河万歳の才蔵)。宮中顧問官・佐佐木高行(長袴の土佐武士)。通信大臣・榎本武揚(葵の紋付の麻袴)。陸軍大臣大山巖(薩摩武士)。司法大臣・山田顕義(唐服の吉備真備)。帝国大学総長・渡辺洪基(富士見の西行)。陸軍大将・有栖川宮熾仁親王(西洋の軍服)および同若宮・威仁親王(小直衣姿の天子)。内務大臣・山県有朋(奇兵隊隊長)。陸軍少将・北白川宮能久親王(スペインの士官)。総理大臣兼宮内大臣・伊藤博文(ヴェ

ニスの貴族)、同夫人・梅子(ヴェニスの貴族夫人)、同令嬢・生子(イタリアの田舎娘)。掌典・岩倉具綱(イタリアの田舎青年)。内大臣・三条実美令嬢(ヨーロッパの花売娘)。山県伊三郎夫人(日本の田舎娘)。大蔵大臣・松方正義(烏帽子直垂) および同令嬢(稚児)。海軍軍医総監・高木兼寛(真宗僧正の遍昭)。多久某(蝦夷人)。加々美某夫人(扇屋の桂子)。イギリス公使館付某(別当)。横浜税関顧問・ラウダー(寿老人)。司法省法律顧問・カークウッド(ローマ皇帝)。

明治二十年のファッションボールは、伊藤内閣の大臣たちをはじめとして、政界・官界・財界・学界を代表するまことに錚々たる面々が、多くは家族ともども参集した一大舞踏会であった。

彼ら彼女らの仮装の詳細について、『時事新報』の記者が逐一伝えてくれているわけではない。それでも比較的詳しい記述が、三島通庸と山県有朋についてみられる。三島はかつての「鬼県令」で今は警視総監となっており、山県は内務大臣として三島の上司であり、ともに自由民権派に恐れられた強面の大臣と官僚であった。記者も日頃の言動とのギャップに期待して、その衣装に注目したのかもしれない。

たしかに期待にたがわず、三島は鎧姿に簀笠を付けた備後三郎こと児島高德に扮し、「天莫空勾踐 時非無范蠡」(天勾踐を空しうすること莫れ、時に范蠡無きにしも非ず)と墨書した旗を背負っての登場であった。忠臣高德が後醍醐天皇に献じた漢詩であるから、我こそは明治の忠臣なりとの自己顕示であることはまちがいない。これに比べれば、山県の装束のほうがまだしも穏やかなものであったかもしれない。彼は奇兵隊の隊長姿であったのだが、これは仮装でもなんでもなく、青春時代の勇姿そのままであったからである。

「山県内務大臣は、其昔、一隊を引率して幕軍を諸処に駆悩したる奇兵隊長の打扮にて、日本服の筒袖に、葦山笠の一種を冠り両刀を横たへ、曾て同氏が馬関にて変名したる長藩萩原鹿之助源有朋の十字を白木綿に記して肩印としたるは、古代の陳套に拘らず、其人にして其服を着たるは、中々に勇々しかりしと。」⁽³⁾

山県はかつて長州藩士として幕府軍と闘い、馬関(下関)では英・米・仏・蘭の四国艦隊と闘った。だから奇兵隊長時代の功績が維新を迎えて彼の政治的基盤を形成したことはわかるが、旧幕臣の榎本武揚や旧敵国の外交官たちが同席するパーティーにこういう格好で出かけてくる感覚はよくわからない。

上掲の『時事新報』記事は、『世外井上侯伝』でも紹介されている。すなわち、杉内某と三河万歳を組んだ井上馨の伝記であるが、ここには「伊藤首相官邸に於ける仮装舞踏会衣装の一部」と銘打った二葉の写真も収められている。その一枚は「松風村風の仮装姿」であり、三島通庸の二人の娘が汐汲みの舞い姿で写っている。それよりもおもしろいのは、「恵比須大黒の仮装姿」なるもう一枚のほうである。そこに写っているのは、風折烏帽子をかぶり鯛を小脇に抱えた穂積陳重と、頭巾をかぶって打出の小槌を持った矢田部良吉である。穂積は法理学、矢田部は植物学の権威で、ともに帝国大学教授であった。西行に扮した渡辺洪基総長とともに、帝国大学からの参加である。さらにいえば、勸進帳から安宅の関の弁慶役を選んだ渋沢栄一は、穂積陳重の岳父である。もっとも、胡蝶の舞の装束を着けた渋沢令嬢とは、すでに穂積夫人となっていた長女歌子ではなく、次女琴子のほうであったと思われる。ついでに、当夜の仮装舞踏会に出席した外国人の証言も紹介しておこう。以下に掲げるのは、法律顧問アルベルト・モッセの妻リーナの手紙である。

「日本人は自分たちに何が似合うか良く知っていて、たいていは日本古来の装束で登場しました。宮廷衣装だったり、昔の大名姿だったり、はては神々までが引きも切らずで、ヨーロッパ人の目を見張らせたのです。婦人たちも優雅で古風な衣装で魅力的に見えました。刺繍が色鮮やかで豊富なことは、想像もできないほどです。もちろんこうしたコスチュームでのダンスは、とくに円舞などではとても滑稽でしたけれど。公使たちはたいていドミノ衣装で登場しましたが、イギリス公使だけが侍従姿で、またヘッセン大公の前の義兄弟(他にこの関係をどう呼んだらいいのでしょうか)のコレミーネはロシアの農民の姿でやって来ました。その他には昔ながらの民族衣装が目立ちました。イタリア風、スペイン風、メキシコ風、ティロル風、シュヴァルト風、スコットランド風、ドイツ古来の学生団風、酒保の女商人風といったぐあいですが、さらに燃える灯を掲げたヴェスタの斎女(これはまるで醜態でした)が、私にはちょっと目に浮かびます。アルベルトは結局トルコ人に変身したのですが、本当に本物らしく見えましたよ。私のコスチューム(ロココ風)は、たいして綺麗とは言われませんでしたけど。でも私自身はそれなりに楽しみました。全体として見ればとても面白い衣装だったからです。」⁽⁴⁾

日本側出席者の仮装ぶりについて、欧米人たちの反応はおおむね好意的である。それは多くの日本人が無理な洋装をせず、歌舞伎などを参考に、日本古来の衣装で無難にまとめたからである。自身の顔立ちと体形には何が似合うかをよく知っていたということだ。リーナ・モッセの評はいささか皮肉混じりのものではあるが、やはりお雇いドイツ人であったゲオルク・ミヒャエリスの感想は、さらに日本側に同情的なものであった。

ミヒャエリスはドイツでの司法官試補を経て、独逸学協会学校の教頭として東京に滞在していた。私立学校の方法律教師であることもあり、わが国では政府雇いのヘルマン・ロesslerやアルベルト・モッセほどには知られてい

ないが、第一次世界大戦末期のドイツ帝国宰相になった人物である。宰相を辞任してから回顧録『国家と国民のため』を書いた。その中の日本滞在時代の思い出に、伊藤博文のファンシーボールに言及した一節がある。彼もまた日本人が日本の衣装で参加したことを称えているが、それはまさに「痘痕も鷹」^{あはた とう}を地で行く絶賛ぶりである。

「あるとき総理大臣の伊藤侯は、彼の官邸で仮装舞踏会を主催した。銘々が仮装の衣装で現れねばならなかった。当然ながら、ここでもまことに奇妙な風体が出現した。だがその夜の成果といえ、土族の代表的人物からなる一群がヨーロッパ風の仮装ではなく、みごとに美しい歴史上の武家装束で現れたことであった。まず我々の目を惹いたのは、多くの人々に比して、この衣装を着用した者たちのまさに圧倒的な品位であった。陸軍大臣の大山伯爵は、頭が巨大であるうえに、痘痕が引きつっているせいで普段はかなり醜くみえる顔の人物だが、先祖の武士の衣装をまとった姿は、我々の目にはまるで別人になっていた。身のこなしは、彼の『藩』の歴史に対する崇高な誇りで一挙に満たされたらしく、その痘痕顔さえもがある種の美しさをたたえていた。あたかも痘痕が、その偉大な過去を物語るルーネ文字であるかのように。」⁽⁵⁾

ミヒャエリスがとくに注目したのは、陸軍大臣大山巖のサムライ姿であった。大頭のうえに痘痕面で「ガマ坊主」などと呼ばれていた大山であるが、下手な洋装をせずに賢明にも武家姿に扮したことによって、その痘痕さえもが古代ゲルマンのルーネ文字のように魅力的に見えたというのである。⁽⁶⁾
ちなみに、当のミヒャエリス自身は、ドイツ学生団の制服姿で参加した。

二 鹿鳴館狂騒曲

大山巖の丁髷も山県有朋の奇兵隊も捨てがたいし、穂積陳重の恵比須姿にも一言添えておきたいところだが、こゝは先を急ぐとしよう。

明治二十年のファンシーボールの主催者は、初代内閣総理大臣の伊藤博文である。他の閣僚たちが日本古来の装束で参加したのに対して、伊藤一族は洋装でそれもイタリヤ風で統一している。博文はヴェニス¹の貴族、梅子夫人はヴェニス²の貴族夫人、令嬢はイタリヤの田舎娘、そして岩倉具綱はイタリヤの田舎青年の格好をしていた。日本人のなかで異彩を放っていたことは確かである。

そしてもう一人の主役は、外務大臣の井上馨であった。彼がいわゆる鹿鳴館外交の直接の推進者であったことはよく知られている。井上は外国の要人たちの迎賓館として、明治十六(一八八三)年に鹿鳴館を建てさせ、これを内外貴顕の交際拠点とした。鹿鳴館は宿泊施設というよりは社交の場であり、連日夜会や舞踏会が催された。このこともあってか、ファンシーボールが鹿鳴館で開かれたとの誤解も多く生まれた。たとえば三宅雪嶺の『同時代史』の明治二十年の項には、「鹿鳴」の名の由来にかけて、「四月二十日、伊藤首相の主催にて鹿鳴館に仮装舞踏会を設け、呦々鹿鳴き、野の草を食ひ、天下太平、風枝を鳴らさざるが如し」とある。こうした誤りも、それだけ鹿鳴館が明治外交の象徴的存在であったということだろう。当夜の井上は三河万歳の太夫に扮し、ヴェニス³の貴族の伊藤に比べればはあるが、やや控えめにまとめている。

三宅はつづけて記す。「伊藤首相が仮装舞踏会を催ほすに至り、事が大掛りにてもあり、珍らしくもあり、新聞に

て報道せるにも因り、世間の評判となる。伊藤が古代伊太利の貴族に扮し、井上外相が万歳となり、大山陸相が大童となり、山県内相が奇兵隊当時の服装し、槍を提げて出づるなど、聊か常規を逸せりと考へらる⁽⁸⁾。こうした大騒ぎの元凶である井上馨に対しても、三宅の筆は「井上は目的の為に手段を問はず」と相当に手厳しい。

では鹿鳴館やファンシーボールを手段として、井上は何をなそうとしていたのか。外交通を自認していた井上馨にとつて、その目的とは不平等条約の改正にはかならなかつた。幕末の安政年間に徳川政権はヨーロッパ各国とのあいだに修好通商条約を締結していたが、それは領事裁判権、協定関税、最恵国条項、居留地制度などいづれをとつても、いちじるしく片務的で不平等な条約であつた。こうした条約を改正して対等な国際関係を築くことこそが、井上のみならず、歴代の明治政府にとつて最大の外交的課題であつた。条約改正の試みは、早くも岩倉具視の率いる遣欧使節団によつて打診されてはいたが⁽⁹⁾、本格的に着手されたのは、まさに伊藤博文内閣のもとにおいてであつた。

だが、井上外務大臣のもとでも条約改正の交渉は遅々として進まなかつた。日本の植民地化を視野に入れた列強の思惑は措くとしても、欧米諸国からすればいまだ近代法体系の整備がなされていない日本国は、そもそもまともな交渉相手とはみなされなかつたからである。井上も盟友の伊藤も、そのことはよくわかつていた。明治十四(一八八一)年の政変にともなつて、憲法の制定と議会の発足を公約し、初代の内閣を組織した伊藤は、翌十五(一八八二)年には、憲法調査のためにみずから欧州の旅に出る。新興国家の最高責任者であるにもかかわらず、他に例をみない思い切つた決断であつた。不平等条約を撤廃させ、わが国の独立を確保するための果敢な政策的決断といえよう。

もちろん、西洋の服を着て西洋の音楽に合わせて踊ることがどうして条約改正につながるのか、といった類いの

批判は当時からあった。ビゴーなどにより、鹿鳴館は風刺漫画の格好の素材にもなった。ましてファンシーボールなどは、正気の沙汰ではない。先に挙げた『同時代史』にも、「大隈は誰に聞けるか。『ファンシー・ボールは西洋にて商人等の演ずる所、一国の宰相の催すべき者ならず』と笑えり」とある。⁽¹⁰⁾けれども、近代化とは西洋化のことにほかならない。たとえ猿真似とからかわれても、洋風文化は、結局は天皇から国民にまで受け入れられていった。この面での井上馨の貢献は、実はきわめて大きいとせねばならないのである。

伊藤の憲法調査と前後して、井上は各国の公使たちとのあいだで条約改正予備会議を主宰した。明治十五年の一月から七月にかけてのことである。その際、井上は居留地問題については、全国土を外国人に開放することで居留地を解消する「内地雑居」を提案した。さらに外国人に対する裁判権については、日本側が裁判権を有するけれども外国人裁判官をもって当てる、という妥協案を示した。井上の提案は、国力も弱く法制度も未熟な当時としては、現実的なものであったのかもしれない。

しかし、内地雑居によって外国人の犯罪が増加することを懸念する立場からは、外国人裁判官の採用はいかにも弱腰外交にみえた。彼は閣内のみならず国内の反対論を強引に押し切って、明治十九(一八八六)年に条約改正会議を開催し、翌年の四月になんとか議了するところまで漕ぎつけた。ファンシーボールは、まさにこの時期に開催されたのである。

先にファンシーボールについての『時事新報』記事を紹介したが、この舞踏会については、「開化の浮世絵師」小林清親作といわれる一枚の銅版画が残されている。⁽¹²⁾そこには、煌々と輝くシャンデリアの下、仮装姿で踊る何十組もの男女が描かれている。

真ん中に軍服のような洋装で長靴を履いた貧相な男がいるが、顎髭の形から総理大臣の伊藤博文であることがわ

かる。彼が手を取っているのは、姉さん被りに襷がけの若い農婦である。太田道灌に山吹の枝を捧げた賤の女に扮しているが、彼女が戸田氏共伯爵夫人の極子である。目を伏して悲しそうな顔に見える。ファンシーボールで最も有名になったのは、伊藤と伯爵夫人の当夜のスクヤンダルであったから、清親はなによりもこのカップルを描くために、銅版画を制作したのかもしれない。当夜の戸田伯爵は太田道灌の姿であったので、夫人が賤の女に扮しても不思議はないのだが、彼女が伊藤と踊っているとなると、また別の意味をもつことになる。⁽¹³⁾

伊藤と伯爵夫人に向かって左側には、山県有朋が描かれている。葦山笠に陣羽織を着け、腰には大小を差し、「長州藩萩原慶之助」と墨書した旗指物を背負っており、この身軽とはいえない格好で洋装の小柄な女性と踊っているのである。ちょっと恥ずかしそうな山県の表情がおかしい。文字は「慶之助」と読めるが、おそらくは清親による意図的な誤りであろう。「鹿之助」が奇兵隊時代の山県の変名であることは広く知られていたはずだが、なにしろ当時の山県は内務大臣であり警察行政の元締めでもあったのだから、そこに少々の遠慮がともなってもやむをえないというものである。

伊藤組に向かって右側には、大きな蝶の羽を身につけた少女がいる。彼女とペアを組んでいるのは、鋸や槌などの七つ道具を背負った弁慶であるが、これは東京府知事の高崎五六のほうではなく、おそらく渋沢栄一であろう。胡蝶の舞の仮装は渋沢令嬢の琴子である。蝶の羽が顔にかかるためか伊藤博文は迷惑そうな顔をしているが、父親の渋沢は愛娘を守るかのようにしっかりとその手を握っている。

このほかに、高崎の令嬢と覚しき牛若丸と踊っている烏帽子直垂は、顔が見えないが大蔵大臣の松方正義であろうか。奥のほうには「天莫空勾踐」の旗指物だけが見える。いうまでもなく警視総監の三島通庸であり、これも清親が恐れた人物であった。さらには、虚無僧あり丁髷ありではあるが、残念ながら人物を特定することはできな

い。もちろん外国人の男女も何人も描かれている。それにしても凄い雑踏である。四百名近くも集まったというのだから、踊りどころではない大混乱であったにちがいない。

小林清親の銅版画は、細部に異同はあるものの、『時事新報』の記事をほぼ忠実になぞっている。彼がファンシーボールの会場にいたとは思えないけれど、こうした錯覚をもたせるほど臨場感にあふれた絵である。清親は風刺雑誌『まるまるちんどん 团团珍聞』の社員であり、同誌に多くの政治風刺画を載せたから、この「仮装舞踏会」図が描かれたのもそのつもりであったのだろうが、結局『团团珍聞』で公表されることはなかった。弾圧を恐れたせいか。

それはともかく、清親による風刺の中心が伊藤博文に向けられていたことは疑いの余地がない。なんといっても伊藤はときの最高権力者であるし、そのうえ女性関係が豊富であったから、風刺の対象としてはお誂え向きであった。明治十四年の政変を経て、条約の改正や憲法の制定そして議会の開催が政治日程に上ってきたこの時代に、自由民権派にかぎらず広く政府を批判する側にとって、風刺画はきわめて有力な攻撃手段となっていた。そしてそれを力づくで押さえ込もうとしたのが、山県や三島であった。

ファンシーボールは、鹿鳴館外交のクライマックスであった。それだけに人々の耳目を集め、西洋踊りの馬鹿騒ぎと、にもかかわらず容易に進まない条約改正交渉とに対して、多くの批判が噴出した。

ファンシーボールは商人のものだとする、大隈重信の揶揄はすでに紹介した。大隈は伊藤や井上に並ぶ実力者でありながら、そのイギリス的な立憲構想のゆえに、明治十四年の政変により政府中枢から放逐されていた。

条約改正交渉の経緯は、青木周蔵の自伝に最も詳細に記されている。以下に引用するのは、ファンシーボール前後の反井上の動向である。

「条約改正会議は、明治十九年五月一日に始まり、十五ヶ月に亘り、開会二十七回にして終に無期延期を申告するに至れり。抑々本条約案中裁判管轄権に関する条項に就ては、反対論者朝野に統出し、就中該条約第五条、

日本政府の編成せる法典は、之を外国政府検閲に供し、其の允諾を経べし、云々。

の規定に至ては、内閣員の間異議を唱うる者あり。其他司法省、元老院の官吏も亦た其間に在て異議を主張し、殊に某々新聞紙上、或は政府は条約改正の目的を達せんが為め、締盟各国に対し過大の譲与をなせりと云ひ、或は改正條款中、我國の面目を虧損するものありと伝へ、其他種々不穩の言論を弄したる為め輿論益々激昂の状あり。加ふるに我司法省雇員仏國人『ボアソナード』氏の反対説、司法大臣の机上に提出せられ、谷農商務大臣の駁論閣議に主張せらるるに及んで、朝野喧伝政府及び改正の商議に當る者を譏詆し、所謂有志の輩日夜処々に集會し、紛々擾々として太だ不穩の光景を呈せり。⁽¹⁵⁾」

谷干城農商務大臣は、自由民権運動に与するというより、国粹主義の立場から井上馨の欧化政策に反対した。谷はファンシーボールが開催された時期には欧米視察中であつたが、帰国後の明治二十年七月に伊藤総理に意見書を提出して、井上外相の条約改正交渉を激しく非難した。この意見書の趣旨は、外国人裁判官を採用しようとした裁判管轄条約案を廃棄して、条約改正は国会開設後におこなうべきだといふものであつた。伊藤がこれを拒否するや、谷は辞職して閣外に去つてしまふ。⁽¹⁵⁾

ボワソナードの反対意見についてはのちに言及するとして、井上の外交方針に対する批判としては、谷干城のほかに勝海舟によるものが知られている。勝海舟は明治政府とは微妙な関係にあつたが、明治二十年の五月に、伯爵に叙せられたのを機会に伊藤博文を訪ねて、「二十一箇条の時弊」と称する意見書を提出した。その中に鹿鳴館外交

に対する批判が含まれている。すなわち、「近来高官の方がさしたる事もこれなきに、宴集夜会等にて太平無事、奢侈の風に」流れることを指摘し、「舞踏会盛んに行はれ、附いては淫風の媒介となる」と苦言を呈しているのである。⁽¹⁶⁾

谷干城や勝海舟の怒りもわからないではないが、彼らが外務大臣としての井上馨の苦勞を理解していたとは思えない。欧米の列強を相手とした条約改正の困難に少しでも立ち会っていれば、欧化政策のきわめて明解な現れとしての舞踏会についても、別の対応の仕方があつたはずである。

たしかに鹿鳴館に集う日本人の洋装は滑稽であつたらうが、ファンシーボールでの民族衣装は、一転して欧米人の称賛を浴びた。もしかしたら明治十六年の鹿鳴館竣工に象徴される欧化政策は、明治二十年のファンシーボールの開催あたりで、なんらかの転機を迎えたのかもしれない。

飛鳥井雅道は、「反欧米、反鹿鳴館、反井上馨の風潮」を排外主義やナショナリズムのゆえの誤りと退けて、むしろ「鹿鳴館の狂騒曲」のほうを文明開化、つまりは近代化の苦笑すべきエピソードとして許容している。⁽¹⁷⁾

だが結論を出すのはまだ早すぎる。明治二十年のファンシーボールに前後して進められていた井上馨による条約改正について、内在的に検討しておく必要があるからだ。

三 ボワソナードの欠席

すでに触れたように、外務大臣井上馨は明治十九年に各国の公使とのあいだで条約改正会議を発会させ、いよいよ改正交渉を本格化した。その基本方針は「泰西ノ主義」にならって諸法典を編纂することであり、これを諸外国

に対して公約することが、条約改正の大前提であった。明治二十年三月三十一日に開かれた条約改正会議の冒頭において、井上は会頭として次のように宣言している。

「日本法律をして泰西主義に適合せしむべき日本帝国政府の義務を承認するに方り日本全権委員に於ては若し此必要な条件を實踐せざる場合には相当の外交上の商議を経たる後縮盟国は本条約を無効なりと宣告することの権利を有することを肯然許認するものなり」⁽¹⁸⁾

条約改正会議での裁判管轄条約案にみられる「泰西ノ主義」または「泰西主義」とは、英語の「正文」によれば、*western principles* となっている。だがこの文言の具体的な意味は、まったく説明されていない。にもかかわらず、日本政府は「泰西主義」に従い、速やかに刑法や民法や商法等の法典を編纂するべく義務づけられた。そこどころか、諸法典の「英文正本」を縮盟各国の政府に「通知スル」義務まで課されていた。⁽¹⁹⁾

これはイギリスとドイツの要求にもとづき、フランスの同調するものであったが、イタリア全権委員の発言はさらに露骨であった。というのも、「通知スル」(*communicate*)とは、日本政府が編纂した諸法典が泰西主義に適合するか否かを、「查明」(*verification*)つまり検証することを意味したからである。⁽²⁰⁾ 要するに、最終的な立法権は日本側ではなく外国政府にある、という主張であった。井上馨はこれを受諾した。

井上馨が受諾した泰西主義に断固反対したのは、お雇い外国人のボワソナードであった。ギュスターヴ・ボワソナードはフランスから招聘され内閣雇法律顧問の身分であったが、明治十九年の八月には法律取調委員に任じられていた。法律取調委員会は、外務省の所管であり、まさに泰西主義的な法典編纂をおこなうための実務組織であ

り、委員長には当然ながら井上馨が就いていた。

この時期の条約改正交渉に関して、ボワソナードと井上毅のあいだで交わされた対話が井上家文書として残されている。法制官僚の井上毅はそのころ宮内省にあって憲法制定の準備をおこなっていたが、この関連で、ボワソナードやロエスラーなどお雇い外国人の法律取調委員たちとも接触をもっていた。

「条約改正ニ関スル井上毅・ボアソナード氏對話筆記」と題するこの文書は、様々な意味で興味深い。日付は明治二十年五月十日朝となっている。宮内省野紙九枚に書かれたものだが、できるだけ要領よく紹介する。⁽²⁾まず型どおりの挨拶のあと、井上毅が近況を尋ねたのに対して、ボワソナードはこう応えている。

「条約改正ハ意外ノ結果ヲ得タリ。予カ感覺スル所ニ依レハ、此事若シ実行セラレナハ、日本国民ハ再タヒ二十年前ノ變動ヲ起スナルベシト想像ス」。

条約改正交渉の現状はボワソナードからみてもまことに不満足なものであり、このまま進めば二十年前の明治維新時にも匹敵する大変動が起きるといっているのである。

これには井上毅も驚いたようで、秘密を守るから詳細を語るように促した。ボワソナードは、条約改正についての持論が、外務大臣井上馨と外務次官青木周蔵だけでなく、司法大臣山田顕義にも斥けられたばかりか、フランス公使のシェンケヴィッチには邪魔をするなど苦言さえ呈された旨を打ち明けた。

ボワソナードによれば、条約改正草案のすべてが不満足であるが、とくに次の三点に重大な問題があるという。すなわち、第一に外国人裁判官を多数任用すること、第二に外国人は日本人裁判官の裁判に服さないこと、第三に

日本の法律案を外国政府に通知することである。以下に説明を加える。

第一の点については、外国人が民事訴訟の相手となる場合、日本人は原告たると被告たるとに関わりなく、必ず外国人裁判官の裁判を受けることになるという。現行の条約では、日本人が原告となるときにかぎって外国人の裁判権に服するのだが、これに比しても改悪となる。ボワソナードの言によれば、「訴訟ノ件ニ付、看々不公平ノ裁判ヲ得、不利益ノ結果ヲ蒙リタル日本人ハ、外国人ヲ怨ムルヨリモ、寧ロ政府ノ国民ニ対シ、此ノ如キ境遇ヲ与ヘタルコトヲ怨ムルナルヘシ」⁽²²⁾。

第二に、外国人が犯罪を犯すと、重罪と軽罪とを問わずに外国人裁判官を含む裁判に服すことになり、しかも控訴審は本国の裁判所でおこなわれることになる。「控訴ノ場合ニ於テハ、日本人民ノ為ニ初審ニ於テ利益ナリシ裁判モ、多クハ翻テ敗訴トナルノ結果ヲ招クナルベシ」というのである。⁽²³⁾ 違警罪についてのみ日本人裁判官の裁判によるが、これも本国での控訴審で覆されらうとボワソナードは予想する。

そして第三は、やはり編纂法典の「通知」問題である。第一点も第二点もそうだが、ボワソナードは日本の主権をこそ問題にしているのである。第三点について、ボワソナードは井上毅に対し以下のように述べる。

「第三ニハ、条約ノ実行期限ヨリ八個月前ニ日本各種ノ法律案ヲ以テ外国政府ニ通知スル事ナリ。此事ハ草案ノ趣意ハ単ニ通知ニ止マリシナルベケレトモ、外国公使ハ此条ヲ以テ外国政府ノ『エキザミネーション』ニ掛クルコト、シテ解説シタリ。即チ日本國ハ其立法ノ権ニ付、外國ノ制縛ヲ受ケ左右ニ動揺サル、ノ意外ノ結果ヲ来スナルベシ。此事ハ尤不吉ナル重要ノ件ナリ。予ニシテ若シ今二年間日本ノ為ニ勤務スルナラバ、此法律通知ノ期ニ於テ『此法律ハ日本國ノ主權ニ依リ發行スル所ニシテ、他ノ外國ノ干渉ナカルベシ』トノ確定ノ意義ヲ以

テ、外国政府ニ通知スヘキノ意見を述ヘントス。⁽²⁴⁾」

外国政府による日本法案の「通知」(communication)は「審査」(examination)にはかならず主権侵害である、というのがボワソナードの見解であった。日本国の外務大臣である井上馨が泰西主義つまり外国従属を唄い、お雇い外国人のボワソナードがむしろ愛国心を表明しているのである。

ところで、ボワソナードと井上毅の対話筆記が興味深いのは、以上に略記した法律論ではない。これを語るボワソナードの感情があらさまに記録されているところが、実ははるかにおもしろい。

ボワソナードは、改正草案に対して、刑事事件の場合、軽罪は日本裁判所で裁判すること、民事事件の場合は、もっぱら日本裁判所の管轄に帰すことを提案するのだが、これは井上馨らに採用されなかった。ボワソナードはこれを、日本のために「哀ムベク、痛ムベク、嘆クベキ」^{チリスト、レグレットフル、デプロラブル}きわみであるという。彼は改正草案が天皇によって批准されず現行の条約が維持されるほうがましだとして、そのための国民運動を期待させている。「此等ノ言語ヲ吐クトキニハ、ボアソナト氏ノ顔色勃然トシテ憤怒ノ色アリ」との括弧書きの部分が、読む者に強い印象を残す⁽²⁵⁾。

ボワソナードの不満が、井上馨に向けられているのは明らかだ。井上毅もこれを察して、伊藤博文にこのことを話したかと問う。ボワソナードは、「未曾テ話サズ。想フニ伊藤伯ハ外務大臣ト同一意見ナルベシ」と答える⁽²⁶⁾。伊藤博文(俊輔)と井上馨(聞多)は幕末のイギリス密航以来の親友で、鹿鳴館外交を一心同体で推進してきたようにみえる。現に、先日のファンシーボールは、伊藤こそが主催者ではなかったか。ボワソナードは、こう思ったにちがいない。

井上毅は、秘密を守るとしたうえででの対話であったけれども、さしつかえなければ「今日ノ問答ヲ伊藤伯ニ報道

セントス」と提案し、ボワソナードもこれを了承した。

要領の悪い記述になってしまったが、ここまでが前置きである。二人の対話の最終場面こそ、実はぜひとも紹介しておきたい個所である。というのも、ボワソナードが例のファンシーボールに欠席した理由が記されているからである。

「右一段ノ話終テ、ボ氏突然トシテ予ニ問テ云、足下ハ伊藤伯ノ『フアンシ、ボール』ニ赴キシ乎。予云、偶々病氣ノ故ニ辞シタリ。

又問、鳥居坂邸ノ芝居ニハ赴キシ乎。予答、又病ヲ以テ辞シタリ。ボ氏云、足下ハ定テ予ト同感ナル故ニ、態ト辞セラレシナルヘシ。予ハ近日宴会ノ席ニ赴クコトヲ好マス。日本国ハ今日、外ハ権利ノ屈辱ヲ受ケ、内ハアンポープロダクシ進歩ソンプルオリスト税ヲ徴取シ、前途回復シ難キ暗黒哀痛ノ境界ニ沈淪セントスルノ時ニ当リ、東京ノ都府ハ建築土木ト宴會トヲ以テ太平ヲ頌賛セリ。予ハ今日ハ贅沢リュクスノ時ニ非ラスト信スルヲ以テ、各大臣ノ宴会ハ都テ謝絶スルナリ。」

ボワソナードと井上毅の対話は、以上で終わっている。ボワソナードは、井上馨と鹿鳴館とに象徴される屈辱的外交に愛国的立場から反対した。首相官邸でのファンシーボールに欠席したのも、鹿鳴館外交への抗議の意思表示にはかならなかった。伊藤博文と井上馨をはじめ、ほとんどの大臣が出席する仮装舞踏会などに、のこのこ出かけるようはずもなかった。モッセやミヒャエリスはともかく、同じ法律取調委員のカークウッドが「西洋の帝王」、おそらくローマ法王の姿で踊っていたのとはまるで対照的な態度であった。なお、文中にある「鳥居坂邸」とは、井上馨の私邸のことである。

井上毅も、ファンシーボールを「病氣」のゆえに欠席した。それが方便であったことは、ボワソナードに見破られている。とはいえ、ボワソナードと同じ理由からではあるまい。井上毅はボワソナードの憤怒に満ちた顔色を見て、このときはじめて問題の重大さに気づいたのではないだろうか。彼は伊藤博文と井上馨とが必ずしも一枚岩ではないことを知っていた。だからこそ、ボワソナードの見解を伊藤に報告することを申し出たのであろう。井上毅は通訳に固く秘密を守ることを命じて、ボワソナードと別れた。

その後、ボワソナードは伊藤博文より所見を文書として提出することを求められた。いうまでもなく、井上毅の仲介によるものである。明治二十年六月一日付の文書の原稿も、梧陰文庫に残されている。「条約改正ニ関スルボアソナード氏意見書」と題するものである。宮内省野紙四二枚におよぶ長大な意見書となっている。

この意見書は、直接には条約改正案のうち、とくに「裁判権ノ条約草案」⁽²⁹⁾についてのものである。その論旨は、当然ながら井上毅との対話と重なる。全体は、総論的部分を除けば、「日本ノ利益」「日本ノ面目」「日本ノ安全」の三項目からなっている。

ここでは要点を紹介するに留めるが、第一項では、「外国人混交裁判所」の管轄に関してその弊害を論じ、第二項では、法律案を予め外国政府に「通知」することを問題とし、第三項では、こうしたことが「内乱」や「外国ノ干渉」を招く危険があることを指摘する。

もつとも、この意見書ではボワソナードは比較的冷静に対案を示している。これ以上の非難は得策でないと判断したためだろうが、「草案ニ為スヘキ変更」は、次のようにすこぶる現実的な修正案であった。

「第四条ハ、刑事ノ二法典（刑法及治罪法）ニ通知ヲ限ルコト。

但此通知ハ、告知ニ止マルヘシ。

第五條ハ、八箇月ヲ六箇月ニ短縮スルコト(以前ノ如ク)。

第六條ハ、新裁判所ノ管轄ヲ刑事ニ限ルコト。且、此モ単ニ控訴(控訴院)及上告(大審院)ニ限ルコト。英語ヲ保存スルコト。⁽³⁰⁾

第一に、外国政府に対する日本法案の通知そのものは認めることとしても、それは刑法と刑事訴訟法(治罪法)に限定する。罪刑法定主義と刑事被告人の人権保障という、近代刑事法の原則を普遍的なものと考えるがゆえである。ただし、その通知は一方的な「告知」であって、けっして外国政府による事前審査を意味するものではない。第二に、通知は従前どおり、六箇月前におこなえば足りるものとする。告知であり審査ではないのだから、少なくとも現行条約以上に相手国政府に対して時間的余裕を与える必要はないことだろう。

そして第三に、外国人裁判官との混交(混合)裁判所を設置することはやむなしとして、これを刑事裁判の、しかも上訴審に限定すべきことを主張する。反対解釈をすれば、外国人が被告人の場合でも、始審裁判は日本人裁判官が審理すること、および民事事件については、必ず日本人裁判官の審理に服することを論じていることになる。「英語ヲ保存スルコト」とは、外国人が関わる裁判では、英語の通訳を用い、その他の外国語には対応しないことを意味する。訴訟費用を抑えるためである。

ところが、こうした穏当な対案に、実はポワソナード自身が納得していない。意見書の結論部分は、日本側の「第一委員」たる外務大臣の責務を執拗に追及している。さすがに名指しこそしていないものの、ポワソナードが真に要求するのは、井上馨自身が条約改正草案そのものを放棄することにほかならなかった。⁽³¹⁾

四 井上馨の辞職

「条約改正ニ関スルボアソナード氏意見書」は、明治二十年六月一日付で山田顕義司法大臣あてに提出された。この意見書に先だつて、ボワソナードと井上毅のあいだに交わされた五月十日の対話があつたことはすでに紹介したとおりである。対話筆記と同じく、意見書の原稿が宮内省野紙に書かれたことから推測できるが、この意見書の作成に伊藤博文の意思が働いていたことはまちがいないだろう。当時伊藤は総理大臣と宮内大臣を兼任していたが、井上毅は宮内省にあって憲法と皇室典範の起草に携わっていた。すなわち、井上毅はボワソナードから条約改正の問題点を指摘され、ある種の危機感をもつて上司の伊藤に報告したところ、ボワソナードの見解を意見書としてまとめられるように指示されたのであろう。

条約改正に関するボワソナードの意見は、幕末以来一心同体とみられていた伊藤博文と井上馨のあいだに、期せずして楔を打ち込む役割を果たした。もっとも、それは井上毅からすれば意図的なものであつたのかもしれない。少なくとも、「日本ヲ愛スル者」であつたボワソナードの法律論を、政治論へと転換して伊藤博文につないだのは、井上毅の積極的な意図であつた。このことは例の対話のうちに明らかである。

「余云、足下ノ意見ハ伊藤伯ニ話サレタル乎。

ボ云、未嘗テ話サズ。想フニ伊藤伯ハ外務大臣ト同一意見ナルベシ。

余云、余ハ前ニ秘密ノ約束ヲナシタレトモ、此事国ノ大事ナルヲ以テ、足下ノ許可ヲ得テ今日ノ問答ヲ伊藤伯ニ

報道セントス。

ボ云、何ノ差支モナシ。

又云、足下ノ為ニ思慮スルニ、足下若シ未タ条約談判ノ明細筆記ヲ見サルナラハ、伊藤伯ノ秘書官ニ請ヒ、其一部ヲ借り得テ、予ト之ヲ対読シ、詳細ニ其不利益ノ点ヲ了解シテ、然後チニ又予ノ意見書ヲ一読アリ、十分ニ此事ノ始末ヲ洞知アリテ、其上ニテ伊藤伯ニ足下ノ意ヲ以テ忠告アリテハ如何。

予云、其辺ハ都合次第ニスヘシ。⁽³²⁾

ボワソナードもまた伊藤博文に具申するべく積極的であり、あらかじめ条約改正会議の議事録を入手して井上毅と「対読」しようなどと提案している。この勉強会が実際におこなわれたかは不明であるし、これについての井上毅の対応はやや消極的にもみえるが、ともかく、ボワソナードの見解は彼を通じて確実に伊藤に伝わった。

ところで、これもすでに言及したことではあるけれども、ファンシーボールの話題は、ここに紹介した会話の直後に出てくる。明治二十年のファンシーボールにボワソナードは意図して出席しなかったが、井上毅が欠席したのもさだめし同じ気持ちからであるだろう、という個所である。

話の順序からすれば、ボワソナードは条約改正案の問題点を逐一語り、これを受けて井上毅が伊藤への進言を提案し、そこでボワソナードが話題を変えてファンシーボールの件を持ち出している。しかしながらボワソナードの心情を推測すれば、この順番は少々異なるのではあるまいか。

ボワソナードはもともと鹿鳴館での舞踏会を苦々しく感じており、井上馨が進める欧化政策にも懸念をもっていたところ、条約改正の内容を知るや断固反対の立場を固めた。ところがボワソナードの意見は、井上馨や青木周蔵

はもとより、山田顕義にも相手にされず、憤懣が鬱積していた。そのときにもあろうに、今度は伊藤博文までがみずから主催してファンシーボールなる仮装舞踏会を開催するという。招待状を見て、ボワソナードの怒りはついに頂点に達した。というのが真相ではないだろうか。

だとすれば、明治二十年のファンシーボールこそが、ボワソナードをして意見書を書かせたといえるだろう。それは一見して法律論のようではあるが、内実は井上馨の鹿鳴館外交そのものを否定する政治的文書にほかならなかった。

ここで想起されるのが、外務次官青木周蔵の自伝である。青木はその中で、谷干城の条約改正反対論とともに、ボワソナードの意見書が閣議で取り上げられ、また閣外でも自由民権運動と結びつき、「太だ不穩の光景を呈せり」と記していた。青木は直接に述べていないが、谷とボワソナードの反対論は、秘密出版されて反政府の側に渡っていたのである。

穿ちすぎかもしれないが、この秘密出版にはボワソナード自身が関わっていたのかもしれない。たとえばビゴリーを紹介してである。ジョルジュ・ビゴリーはフランス人の画家であり、政治風刺雑誌『トバエ』の発行者でもあった。『トバエ』は、鹿鳴館外交や条約改正方針を一貫して批判しており、列強に操られる井上馨を風刺した「条約改正」(明治二十年三月十五日)のほかにも、鹿鳴館の風俗を揶揄した「社交界に入入りする紳士淑女」(同年五月一日)や「鹿鳴館の月曜日」(同日)、谷干城の意見書提出を描いた「ヨーロッパ婦り」(同年九月十五日)などの漫画を載せている。そして、同じフランス人ということもあるが、ボワソナードはビゴリーの後援者でもあった。さらに、ビゴリーは中江兆民ともつながりがあったのである。

ビゴリーの『トバエ』には、「ひと掃除」(同年十月一日)と題する漫画があり、そこではボワソナードが「条約改

正] (Revision des traites) と書かれた大量の書類を室外に掃き出し⁽³⁴⁾ている。それはたぶん井上馨による条約改正案であるのだろうが、あるいは、室外に捨てられた書類の中に彼自身による意見書が含まれていたことも暗示しているのかもしれない。秘密出版は、それを掻き集めたものだったのだろうか。

しかしながら、たとえ秘密出版にボワソナードが関与したとしても、そこには伊藤博文自身の暗黙の了承があったとしなければならぬ。ボワソナードとの対話において、いったん「秘密ヲ守ル」ことを約束しながら伊藤への報告と意見書の提出を提案したのは井上毅のほうであって、実際に上申された以上、ボワソナードにはこれを外部に漏らす積極的な理由はないからである。意見書が流出したのはむしろ閣内からとみるべきで、だとすれば流出は谷干城によるか、伊藤博文自身によるものとしたほうが自然であろう。

伊藤博文にしてみれば、条約改正そのものとその前提とされた法律編纂とは盟友の井上馨外務大臣に任せて、みずからは憲法典の編纂に専心するつもりであった。だが外務大臣の方針に対して、お雇い外国人から法律論を踏まえた根本的な疑念が出され、閣内からも強力な反対論が出るにおよんで、総理大臣の立場からは一つの決断をせざるをえなかった。それは外務大臣の更迭である。

すなわち、外務大臣が先頭に立って進めた外交交渉であり、しかも締約直前まで進んでいた事態を中断するためには、これは総理大臣の与り知らぬこととして、責任の一切を外務大臣に負わせるしかない。もとより、井上馨もそう簡単には引き下がれないであろう。反対派の谷干城農商務大臣は辞職すると騒いでいるのだから、ここは外務大臣にも辞めてもらおうしかない。だが外交を任せた手前、井上の面子もあるだろうから、外交の失敗というよりも治安の維持に絡めて内政問題として処理したい。そのためには、反政府の側にももう少し元氣を出してもらいたい。こちらから情報を提供してみようか。谷の意見書は国粋派を刺激するであろうし、ボワソナードのそれは民権

派を勢いづかせるにちがいない……。

もとより、ことの真相は不明である。だがボワソナードの意見書が、井上馨に引導を渡す結果になったことは確かである。谷農商務大臣が抗議の辞職をおこなったのは七月二六日のことであるが、おそらくこの直後に、伊藤博文は井上馨と青木周蔵に説明を求めた。

「然れども谷子一派の議論は尚ほ閣中に幾多の勢力を残存せしを以て、議論百出、政府部内に動揺を来すに至れり。其の際、伊藤伯等は、

井上伯と各国公使との折衝に就ては、我等の間知せざること頗る多し。依つて閣員相会して、井上・青木両委員を招き、其の説明を求むべし。

と云ひ、終に一夕、大山陸軍大臣の官邸に会合することとなれり。⁽³⁵⁾」

これは『青木周蔵自伝』の一節だが、青木は当夜の伊藤博文と井上馨の議論を、「双方論難頗る盛にして、終には激昂の余り種々言ふに憚る言語を交換せし程なりき」と生々しく伝えている。二人の関係は、三か月前のファンシーボールから一変したのである。その夜は決裂したが、後日二人だけの話し合いをもった結果、伊藤は井上を説き伏せ、七月二九日には各国委員に対して、「条約改正会議無期限延期」を通牒するところまで漕ぎ着けた。ざりざりのところで、井上馨主導の条約改正交渉は阻止された。井上が外務大臣を辞職したのは、九月十六日のことであつた。

その一日前、九月十五日付の『トバエ』にも、井上馨が欧米人と日本人からなるオーケストラの指揮を執つてい

る「難曲」という漫画がある。「多年ノ辛苦モ水ノ泡」との文字が添えられ、譜面台の楽譜には、ボワソナードが掃き出した書類と同じく「条約改正」と書かれている⁽³⁶⁾。

鹿鳴館外交は、井上馨の辞任によって幕を閉じた。振り返ってみれば、鹿鳴館外交の絶頂は、あのファンシーボールの夜であったのかもしれない。ところがそれは、ファンシーボールを欠席したボワソナードによって、たちまち井上の辞任へと暗転させられた。鹿鳴館外交は、ここに挫折せざるをえなかったのである。

ところで、ファンシーボールの宴でもにも旗指物を背負って妙に目立っていた二人、つまり内務大臣の山県有朋と警視総監の三島通庸のことだが、井上の辞任につづいたのは、彼らの出番であった。

秘密出版事件もあって勢いづいた自由民権運動に対して、山県は治安維持の最高責任者として過大ともいえる危機感をもった。九月十三日付の品川弥二郎あての書簡は、悲壮感さえあふれるものであって、「此際内閣大臣之更迭これあり候ては、渠等之術中に陥入候様相成、実に遺憾千万」とか、「仮令孤劍單身にても、万軍に当る之覚悟」の文字が躍っている⁽³⁷⁾。

実際、山県は十二月二十六日に保安条例を施行して、中江兆民をはじめとする自由民権運動の指導者たちを首都から追放した。山県有朋の強権発動には、さすがの三島通庸も執行をためらうほどだったという。ファンシーボールにおける山県の仮装は奇兵隊軍監であり、三島のそれは児島高德であった。それぞれの武断と忠義とは、反体制派の弾圧に遺憾なく発揮されたということか。

ファンシーボールの明治二十年は、このようにして年の暮れを迎えた。内閣総理大臣としての伊藤博文は、条約改正交渉を無期延期することによって、その代わり、憲法の制定にいつそう邁進することになる。

注

- (1) 『時事新報』一五六九号、明治二十年四月二二日付。『世外井上侯伝』第三卷、原書房、一九六八年、七八九頁以下参照。
- (2) 上記『時事新報』記事のほかに、近藤富枝『鹿鳴館貴婦人考』講談社文庫、一九八三年、一九一頁以下参照。
- (3) 『世外井上侯伝』第三卷、七九〇頁。
- (4) Albert u. Lina Mosse, *Fast wie mein eigen Vaterland, Briefe aus Japan 1886—1889*, hrsg. v. Shiro Ishii usw., Indicum Verlag, 1995, S. 246. 長尾龍一「鹿鳴館の挫折とともに——アルバート・モッセ夫妻の『在日書簡集一八八六一九年』——」同『思想としての日本憲法史』信山社、六一頁以下参照。本論文の副題は、「長尾論文から示唆を得た。」
- (5) Georg Michaelis, *Für Staat und Volk, Eine Lebensgeschichte*, Berlin, 1922, S. 109f. 「独逸協会学校」教師としてのゲオルク・ミヒャエリス——『国家と国民のために』より——(一) 堅田訳、『獨協法学』六四号、二〇〇四年、二六〇頁以下参照。
- (6) 中井晶夫『ドイツ人とスイス人の戦争と平和——ミヒャエリスとニッポルト——』南総社、一九九五年、一三〇頁参照。
- (7) 三宅雪嶺『同時代史』第二卷、岩波書店、一九五〇年、二九五頁。森銃三『明治東京逸聞史』1、東洋文庫、一九六九年、一五三頁にも、「時の総理大臣伊藤博文が仮装舞踏会を開きしより(二〇年四月)」とある。
- (8) 三宅、前掲書、二九六頁。
- (9) 遣欧使節団によるアメリカでの条約改正交渉の失敗につき、田中彰『岩倉使節団「米欧回覧実記」』岩波現代文庫、二〇〇二年、八八頁以下参照。
- (10) 三宅、前掲書、二九六頁。
- (11) 清水勲編『続ビゴ―日本素描集』岩波文庫、一九九二年、一二一頁参照(「社交界に出入りする紳士淑女」)。洋装に着飾った日本人の紳士と淑女が鏡の前に立っているが、そこに映っているのはオスとメスのサルである。
- (12) 前田愛・清水勲編『自由民権期の漫画』筑摩書房、一九八五年、九四頁以下所載。飛鳥井雅道『鹿鳴館』岩波ブックレット、一九九二年、五八頁では、「鹿鳴館仮装舞踏会」(神戸市立博物館)と題して紹介されている。さらに、近藤、前掲書一九五頁には、「伊藤博文の主権による仮装舞踏会」として、裏焼きの写真が掲載されている。小林清親については、酒井

忠康『開化の浮世絵師 清親』せりか書房、一九七八年、一三頁以下参照。ただし、作品「仮装舞踏会」に関する記述は巻末の年譜にもみられない。

(13) 伊藤博文と戸田極子のスキャンダルに関連する当時の報道につき、近藤、前掲書、一九六頁以下参照。この事件との関係は不明だが、戸田氏共はまもなくオーストリア駐在全権公使に登用された。

(14) 『青木周蔵自伝』東洋文庫、一九七〇年、一四三頁以下。

(15) 谷干城意見書提出事件を描いた「ヨーロッパ帰り」と題する漫画につき、『続ビゴ―日本素描集』一三四頁以下参照。

(16) 石井孝『勝海舟』吉川弘文館、一九八六年、二二三頁。

(17) 飛鳥井、前掲書、六〇頁参照。

(18) 『条約改正関係日本外交文書』別冊会議録、一九四八年、一〇二二頁以下。大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』雄松堂出版、一九九九年、一二三頁以下参照。「正文」は英語およびフランス語であるが、引用は「邦語訳」に よった。

(19) 『条約改正関係日本外交文書』第二巻、一九四二年、四六三頁。大久保他、前掲書、一二五頁以下参照。

(20) 『条約改正関係日本外交文書』別冊会議録、一〇二五頁以下。大久保他、前掲書、一二六頁以下参照。

(21) 「条約改正ニ関スル井上毅・ボアソナード氏対話筆記」、国学院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第九、東京大学出版会、一九八七年、一五二頁以下。この資料は、長尾、前掲書、五五頁以下でも取り上げられている。

(22) 『近代日本法制史料集』第九、一五三頁。

(23) 同書、一五四頁。

(24) 同書、一五四頁以下。

(25) 同書、一五五頁。

(26) 同書、一五五頁。

(27) 同書、一五五頁以下。

(28) 同書、一五六頁。大久保泰甫『日本近代法の父 ボワソナード』岩波新書、一九七七年、一四六頁以下参照。

(29) 「条約改正ニ関スルボアソナード氏意見書」、『近代日本法制史料集』第九、一五七頁以下。

- (30) 同書、一七五頁。
- (31) 同書、一七五頁以下参照。
- (32) 「条約改正ニ関スル井上毅・ボアソナード氏対話筆記」、『近代日本法制史料集』第九、一五五頁以下。
- (33) 注(11)(15)でも一部紹介したが、あらためて時系列にしたがって整理しておく。『続ビゴ―日本素描集』一三九頁(条約改正)、一二二頁(社交界に出入りする紳士淑女)、一二九頁(鹿鳴館の月曜日)、一三五頁(ヨーロッパ帰り)。
- (34) 芳賀徹他編『ビゴ―素描コレクション』2、岩波書店、一九八九年、四一頁。
- (35) 『青木周蔵自伝』三〇九頁。『ボワソナード民法典の編纂』一三四頁以下参照。
- (36) 『続ビゴ―日本素描集』一二二頁以下。
- (37) 藤村道生『山県有朋』吉川弘文館、一九八六年、一一六頁。